

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } } 保育主管部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等に係る  
利用者IDの配付について（周知）

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）について、令和6年1月30日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等への利用者情報登録の周知について（依頼）」及び令和6年2月14日付け「保育士特定登録取消者管理システムに係る都道府県利用者情報の登録について（依頼）」（都道府県のみ）について、ご対応いただきありがとうございました。

上記事務連絡中の登録期限（2月22日）までに登録・回答のあった利用者情報について、3月11日（月）16時以降を目途に、別紙のとおり順次IDの配付を行いますのでお知らせします。また、ID配付後、令和6年4月1日の運用開始までに各利用者において対応が必要な事項（初回ログイン等）についても併せて記載しています。

各都道府県・指定都市に置かれましては、関係各課に展開のうえ、必要に応じて市区町村を経由し、本事務連絡を施設等に共有いただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

本件について確認の必要がある場合は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

株式会社ユー・エス・イー（データベース構築に係る請負企業）

E-mail : [tokuteihoiku-pre-support@use-ebisu.co.jp](mailto:tokuteihoiku-pre-support@use-ebisu.co.jp)

担 当：こども家庭庁成育局  
成育基盤企画課  
保育士対策係

(別紙)

## 保育士特定登録取消者管理システム利用者IDの配付について

データベースのIDについて、以下のとおり配付いたします。ID配付後、初回ログイン等の初期設定が必要となりますので、各採用責任者において、適宜、以下にお示しするご対応をお願いいたします。

### 【IDが配付される対象】

#### 保育士雇用者ID

令和6年1月30日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等への利用者情報登録の周知について（依頼）」に基づく〆切（2月22日16時00分）までに利用者情報登録のあった施設等

#### 都道府県担当者ID

令和6年2月14日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムに係る都道府県利用者情報の登録について（依頼）」に基づき、回答のあった都道府県担当者

※例外：以下の場合にはID配付に時間を要する場合があります。

#### ○ 登録事項に不備がある場合

→メールアドレス等に不備があり、ID配付が保留等となっている可能性があります。運用保守業者から順次確認の連絡が行きますので、いましばらくお待ちください。

#### ○ 2月22日16時00分以降に登録した場合

→当初の〆切後に登録を行った場合、3月末をめどに配付予定となっていますので、いましばらくお待ちください。

### 【IDの送付元となるメールアドレス】

本システムに係るメールは、以下の2つのアドレスから送付されます。各利用者におかれましては、受信可能となるよう設定をお願いいたします。

#### ○ ID配付等を送付するアドレス

E-mail : noreply-tokuteihoiku@cfa.go.jp

#### ○ ログイン時の確認コードの送付アドレス

E-mail : noreply@salesforce.com

※各メールサービスにおいてそれぞれ設定してください。

設定方法についてのお問い合わせは、お答えできかねます。

## 【対応いただきたい事項】

(ログイン後の作業については、システムに掲載されているマニュアルを参照してください。)

### 保育士雇用者ID・都道府県担当者ID共通

#### ① 初回ログイン作業

- ・ 配付されたIDを使用し、メールに記載のURLからシステムにアクセスし、「保育士特定登録取消者管理システム利用約款」に同意の上、ログインを行ってください。
- ・ ログイン後、パスワードの設定を行ってください。

#### ② 利用者情報の変更・修正（必要がある場合）

- ・ 利用者情報（採用責任者氏名・メールアドレス等について、）について記載誤りがあった場合や、担当者の異動があった場合、「アカウント情報」の画面から、変更・修正を行ってください。

### 都道府県担当者IDのみ

#### ○ 特定登録取消者のデータベースへの記録

- ・ 令和5年12月22日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムへのデータ提供について（依頼）」の回答以降に生じた特定登録取消者について、ログイン後の画面から令和6年3月31日までに記録してください。

## 【補 足】

※ 特定登録取消者の検索機能は、令和6年4月1日に開放する予定ですので、現時点では利用不可能となります。なお、令和6年4月1日以降、検索可能となる対象は、新たに任命・雇用しようとする者のみであり、既に任命・雇用されている者は対象となりませんのでご注意ください。

※ 令和6年3月5日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等に係る利用者情報の確認について（依頼）」で各自治体に依頼しているID確認依頼において、削除の必要があるものについては、4月1日以降の運用開始前に、IDの無効化を行う予定です。

## 【問い合わせ先】

本件について確認の必要がある場合は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

株式会社ユー・エス・イー（データベース構築に係る請負企業）

E-mail : [tokuteihoiku-pre-support@use-ebisu.co.jp](mailto:tokuteihoiku-pre-support@use-ebisu.co.jp)